

ドクタートラストが実施する

# 特定保健指導ってなに？



生活習慣病の発症リスクが高いと判断された方を対象に、  
専門スタッフが約3ヶ月間、生活習慣改善をサポートします。

平成20年4月1日から高齢者の医療の確保に関する法律により医療保険者(医療保険に加入している40歳~74歳の方)に対して、特定健診・特定保健指導の実施が義務づけられました。これは内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドローム)に着目した生活習慣病予防対策の一環で、糖尿病・高血圧・脂質異常症(高脂血症)など生活習慣病の早期発見、予防に役立てるための取り組みです。ドクタートラストは、特定健診・特定保健指導を通して、疾病の早期発見・予防に努め、健康増進を支援することで地域社会に貢献いたします。

## 実質無料

0円

企業様の費用  
負担は発生し  
ません。

特定保健指導にかかる費用は、健保組合・健保協会が全額負担します。企業様での費用負担はございません。

## 導入が簡単



面倒な書類作  
成や支払手続  
等は不要です。

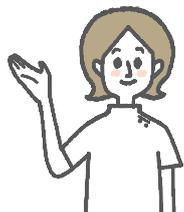
担当者の仕事はひとつだけ。対象者の初回面接のスケジュール調整のみお手伝いください。

### ・・・ 特定保健指導の対象者・・・

- 40～74歳の医療保険加入者
- 高血圧・糖尿病、脂質異常症の服薬治療をしていない方

### ・・・ 実施方法（一例）・・・

- 個別面談
- 電話・メール・SNSによる相談



産業保健業界 NO.1 のドクタートラストだからできる 特定保健指導があります。

各対象者のライフスタイルに合わせた動機付け支援、積極的支援を実施し、生活習慣改善のため行動目標を設定するとともに、生活習慣の振り返り、改善のための行動を自らが実践できるよう支援いたします。

お気軽にお問い合わせください  
(受付時間 9:30～18:00)

東京 03-3464-4000  
大阪 06-6209-2500

株式会社ドクタートラスト

東京本社 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-10-8-8F  
大阪支店 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜3-1-22-10F